

香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和5年10月5日 15時15分～17時02分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。</p> <p>③ 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金額について、労使双方から金額提示がなされ、金額の根拠等について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側：第1回提示額 1,069円（69円引上げ） 根拠：令和4年度の香川県の製造業の所定内労働時間が169時間で、香川県の製造業の高卒新人の所定内給与が180,600円であるので、時間換算すると1,069円となり、新卒で入った人とこれまで（特定最低賃金1,000円で）働いている人の差が69円となり、プラス69円とした。また、船舶の特定最低賃金額との差が3円となっているが、船舶も高い金額を出していることも考慮した。</p> <p>労働者側：第2回提示額 1,054円（54円引上げ） 根拠：香川県内の組織労働者の高卒初任給の単純平均183,150円を法定労働時間173.8時間で割ると1053.8となり、切り上げて1,054円となり、特定最低賃金との差が54円となる。また、連合の春季生活闘争の妥結の集計結果の有期、短時間、契約等の労働者の賃上げ額が53円であり、上記54円と近い金額であることから、プラス54円とした。</p> <p>使用者側：第1回提示額 1,020円（20円引上げ） 根拠：各種原材料費の高騰や燃料価格上昇など、中小企業の経営環境は厳しい状況である。材料費のような目に見えるものは価格転嫁できているが、人件費やマシンチャージ等は価格転嫁できていない。 提示額は、令和5年賃金改定状況調査結果の第4表①の男女計、産業計の令和5年のBランクの賃金上昇率が2%であるため、特定最低賃金額1,000円に2%を掛けると20円となり、プラス20円とした。</p> <p>使用者側：第2回提示額 1,020円（20円引上げ） 根拠：提示額1回目と変わらず。</p> <p>労働者側、使用者側共に歩み寄りの様子がうかがえないため、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p> <p>第3回専門部会は、令和5年10月10日13時30分から開催することを確認した。</p>		